



# 大東西小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

川越市立大東西小学校

## 目 次

### I 基本方針

- 1 いじめに対する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止
- 4 早期発見
- 5 いじめに対する措置
- 6 重大事態への対処
- 7 その他の留意事項  
いじめの解消に関する指針 他

### II 関係機関との連携

### III いじめ防止年間計画（別紙）

# I 基本方針

## 1 いじめに対する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として据える。
  - いじめについて家庭でも話し合い、教職員、児童、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
  - いじめの未然防止、早期発見、発生時の早期対応を強化する。
- 
- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、児童に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。
  - (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、児童からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。
  - (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。
  - (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。
  - (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている児童を絶対的に守り通すとともに、いじめている児童には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。また、いじめの認知については、管理職と生徒指導主任とで相談して行う。

- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめられている児童の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等はいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

### 3 いじめの防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、児童と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や言語環境の整備を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの児童の個性等への理解を深め、児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
- (7) 道徳の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

## 4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 年3回のアンケート調査や毎月1回の教育相談の定期的な実施等により、児童及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談等、機会を有効に活用し、日頃から児童の様子や行動に気を配る。
- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童を見守る。
- (5) 年2回の「大東西小学校いじめ対策委員会に情報の共有をするとともに、地域や関係機関との報収集を積極的に進め、地域で子どもを見守り、いじめを許さない意識を醸成する。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

## 5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめを受けている児童の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐにいじめをした児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ報告することは必要となる。

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。

いじめに係る情報や対応の経緯等については、児童ごとに全て記録し、情報の共有化を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、直ちに「学校いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・重大な事案に関しては、「拡大学校いじめ対策委員会」を開き、情報を共有するとともに、今後の方針等について方向性・役割分担の確認を行う。
- ・「学校いじめ対策委員会」で協議し、関係児童から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・指導に困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている児童またはその保護者への支援

- ・いじめを受けている児童から、事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。
- ・いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめを受けている児童の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭と緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめをしている児童から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめをしている児童への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめをしている児童に対する成長支援の観点から、当該児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ 誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ・ 計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ・ インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・ パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。

- ・ 児童が自殺を企図した
- ・ 身体に重大な傷害を負った
- ・ 金品等に重大な被害を被った
- ・ 精神性の疾患を発症した
- ・ 相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた

(2) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。（「事故速報」にて報告）

- ・ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ・ 児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(3) 教育委員会は重大事態の調査において、どこが主体で行うかを判断する。

- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の

調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。

- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。
- (4) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下、「調査組織」という）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。
- ・学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
  - ・教育委員会が主体で調査を実施する場合には、川越市いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。
  - ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
  - ・いじめを受けている児童からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめをしている児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
  - ・いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
  - ・いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
  - ・いじめを受けている児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- (5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (6) 調査結果については、学校は教育委員会に報告する。（「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告）

## 7 その他の留意事項

### いじめの解消に関する指針

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に

かわらず、より長期の期間を設定する。

- ・ 相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童の様子を含めいじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。場合によっては養護教諭やＳＣ都の面談、ＳＳＷの訪問、教育センター分室（リベア）等の外部機関との相談を行うことも視野に入れる。

(1) 校内指導体制 … 校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する

- ・ 「学校いじめ対策委員会」の構成員並びに具体的な役割

構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、各学年の生徒指導担当

役 割 ・ 「学校いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

- ・ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・ 年間の取組を PDCA のサイクルにより、「学校いじめ対策委員会」を中心に検証し、学校基本方針やいじめ防止等のための取組の改善を図る。

(1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(2) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

(3) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(4) いじめに係る情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(5) いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなどし、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(6) いじめを受けている児童生徒に対する支援やいじめをしている児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(7) 重大事態発生の際の調査機関としての役割

- ・ 「校内いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、各学年の生徒指導担当 保健主事、安全主任、道徳主任、給食主任、特活主任、清掃主任、体育主任、特別支援教育主任、人権教育主任で構成する。

- ・「大東西小学校いじめ対策委員会」

「大東西小学校いじめ対策委員会」は「大東西小中学校学校運営協議会」をもってあたる。  
構成メンバーは、学校運営協議会会長を長として、学校から、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任、保護者代表としてPTA会長、第三者として大東地区自治会代表（自治会長）、子どもサポート委員会代表、学校応援団コーディネーターで組織する。

(2) 校内研修の充実

- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

## II 学校支援のための取組

**いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた学校の取組を積極的に支援する。**

(1) 相談体制の整備

- ・川越市立教育センター分室（リバーラ）におけるいじめ電話相談
- ・あいさつこみちに相談箱を設置
- ・いじめ相談電子窓口を開設
- ・いじめ発見チェックリストの活用（川越市いじめ対応マニュアルに掲載）

(2) 早期発見の支援

- ・定期的な児童及び保護者対象のアンケート調査の実施

(3) 組織的な取り組み

- ・各学校におけるいじめ防止年間計画の策定
- ・川越市いじめ防止年間計画の策定

(4) 教職員の指導力向上

- ・いじめ対応マニュアルの作成と、その活用に係る研修会の実施
- ・いじめの対応に関する教職員研修の実施  
（教頭研修会、生徒指導主任研修会、初任者研修会、5年経験者研修会等）

(5) 児童の自主的な取組支援

- ・川越市教育研究会特別活動部との連携による、児童が主体的となったいじめ撲滅に向けた活動の支援（いじめ撲滅宣言等）

- ・川越市教育研究会生徒指導部との連携による、各学校の児童が主体となったいじめ撲滅に向けた取り組みの紹介（リーフレット作成）
- (6) インターネットや携帯電話を通して行われるいじめの防止
- ・ネットパトロール事業の実施
  - ・児童及び保護者からのいじめ等の相談や情報提供を常時受け付けるインターネット上の窓口の開設。
  - ・いじめ対応マニュアル（ネットいじめ編）の作成及び活用に係る研修会の実施
- (7) 「川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）の設置
- 「川越市青少年問題」は地方青少年問題協議会法第1条及びいじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づくもので、「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持つ会議である。連絡協議会の委員は、学校、教育委員会、学識経験者、川越児童相談所や川越警察署等の関係行政機関の職員、その他の関係者により構成される。
- 「川越市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）は、法第14条第3項の規定を踏まえた教育委員会の附属機関である。本委員会は重大事態発生の際の調査機関としての機能を持つため、専門的知識及び経験を有する学識経験者に加えて、市が設置する学校に在籍する児童又は生徒の保護者が組織する団体の代表者の参加を図ることで、公平性、中立性を確保するものとする。
- (8) 学校との緊密な連携
- ・教育指導課に生徒指導担当による、学校に対して迅速かつ適切な支援
  - ・生徒指導担当指導主事による学校訪問の実施
  - ・校種間連携担当指導主事による定期的な学校訪問の実施
  - ・いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備推進に係る支援
  - ・学級運営支援員配置事業の実施
  - ・スクールソーシャルワーカーの配置と活用の促進
  - ・教職員の指導力向上研修（ICTの活用能力の向上を含む）
  - ・学力向上策の推進
  - ・リーフレット等の作成と配布

### Ⅲ 保護者・地域との連携

**いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。**

- ・相談窓口広報リーフレット等の配布による、相談窓口の周知
- ・スクールカウンセラーやさわやか相談員による相談活動の積極的な活用を図るための児童及び保護者への周知（相談日の案内等）
- ・家庭教育学級及び川越市PTA連合会の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課等との連携）
- ・情報化、情報モラルに係る研修会への保護者の参加
- ・いじめの未然防止のためのスローガン等による、いじめの未然防止の啓発
- ・入学説明会等の機会を活用した、就学前の幼児の保護者に対するいじめの未然防止に係る啓

発（学校基本方針の周知等）

- ・学校運営協議会等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。
- ・学校基本方針等については、各学校のホームページへ掲載するとともに、その他の方法により、保護者や地域住民に積極的に周知を図る。また、各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。

#### IV 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

##### (1) 警察との連携

- ・生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・学級運営支援員との連携
- ・いじめ・少年非行防止撲滅啓もう活動「小江戸川越SPEC」の実施
- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

##### (2) 児童相談所、福祉部局、法務局との連携

##### (3) 学校と家庭・地域や関係機関等との連携事業の推進

#### V 市長部局との連携

県や市の施策の周知徹底を図るとともに、市全体でいじめのない街づくりを推進する。

##### (1) 川越市いじめ防止等のための組織体制・施策

- ・いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。

##### (2) 重大事態発生時の調査等における連携

- ・市長部局による再調査の際、学校、市教委、市長部局の連携を図る。